

写

教委体第 928 号
教委文第 970 号
教委高第 970 号
教委特第 726 号
令和3年6月10日

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長
高校教育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る身体接触を伴う活動及び部活動について（第二報）

標記のことについて、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染症状況の評価が「ステージⅡ」へ移行したことから6月14日以降6月30日までの間、下記の事項について指導願います。

記

- 1 体育授業等の教育活動及び部活動については、可能な限り感染症対策を講じた上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。すなわち、これらにおける児童生徒の「接触」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。
- 2 学校外での身体接触を伴う活動については、感染症対策を講じた上で参加すること。

※文化活動及び文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

県教育庁 体育保健課

担当：吉野

Tel.097-506-5639